



入札案内書

別紙公告のとおり、第2回立木資格付一般競争入札を施行しますので添付の入札条件も併せ参照のうえ、入札にご参加ください。

入札及び開札の日時

令和6年7月29日（月） 14時30分締切 即時開札



岩手南部森林管理署 遠野支署



住 所： 〒028-0515 岩手県遠野市東館町7番39号

TEL： 0198-62-2670（NTT回線）

： 050-3160-5925（KDDI-IP）

＜立木現地案内＞

売払番号	案 内 日 時	集 合 場 所	案 内 者	備 考
3～6	令和6年7月19日（金） 午前9時00分	遠野市土淵町 土淵5地割 伝承園・カップパ淵 無料駐車場	土淵森林事務所 首席森林官 藤本 貞信	TEL 土淵森林事務所 0198-62-3849
7～8	令和6年7月18日（木） 午後1時00分	遠野市綾織町 上綾織1地割14 千葉家曲がり家前駐車場	宮守森林事務所 森林官 栃木 玲 附馬牛森林事務所 森林官 神 克彦	TEL 宮守森林事務所 0198-67-2022 TEL 附馬牛森林事務所 0198-64-2024

立木販売情報は

こちら



立木公売の公告

(第2回)

【資格付き一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時

令和6年7月29日(月) 14時15分 受付開始
14時30分 締切 即時開札

2. 入札及び開札の場所 岩手南部森林管理署遠野支署会議室

3. 現地案内

- (1) 日 時 } 別紙<立木現地案内>のとおり
(2) 集合場所 }

4. 公売物件

- (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。
(2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合がありますのでご承知おきください。
(3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

5. 郵便入札

- (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には「入札書在中」と朱書きし、資格付一般競争参加資格確認通知書の写し又は最寄の森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により令和6年7月26日(金)17時00分までの必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
(2) 送付先は次のとおり
郵便番号 028-0515
住 所 岩手県遠野市東館町7番39号
宛 名 岩手南部森林管理署遠野支署長
(3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

6. 契約の締結期限 令和6年8月16日(金)までとします。

7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。

8. 代金の延納期限

- (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
(2) 延納利息は、法令の定めにより1.10%とします。
(3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。
(ただし、分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。)

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは、別紙特約条項のとおり。
(2) 個別物件に該当するものは、公売物件明細書のとおり。
(3) 本入札の物件には、分収造林契約の候補地が含まれます。落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件(分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等)を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。詳細については、岩手南部森林管理署遠野支署(経営・管理等)担当にお問合せ下さい。
なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

10. 適格請求書(インボイス)の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者)の分のみとなり、入札書に記載された金額に対する割合は、別紙「インボイス対象比率」のとおりになります。入札に際し注意願います。

11. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業林産物売買契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問合せ願います。

岩手県遠野市東館町7番39号
岩手南部森林管理署遠野支署
総務グループ経理担当又は業務グループ経営担当
問合せ先 TEL 0198-62-2670

令和6年7月12日

分任契約担当官

岩手南部森林管理署遠野支署長 加藤 重義

インボイス対象比率

物件番号	契約関係	比率（％）
3号	分収造林	3.00
4号	分収造林	3.00
5号	なし	10.00
6号	なし	10.00
7号	なし	10.00
8号	分収造林	10.00

※分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税額10％）とは一致しない場合があります。

※当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

入札条件

1. 競争入札の資格

森林管理局長から、資格付一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2. 資格認定

- (1) 入札参加者は、一般競争参加資格確認通知書あるいは、一般競争参加有資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けてください。又、本人確認のため、自動車運転免許証・社員証等をあわせて受付に提示し、確認を受けてください。
- (2) 入札者が、代理人によるときは委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。
また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

3. 売払物件の熟覧等

別紙の売払物件明細書のとおりであり、公売物件明細書（立木）を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程を遵守して入札してください。
なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物は熟覧できませんので、物件内訳書によって入札してください。

4. 入札の方法

- (1) 入札は売払番号ごとに総額入札で行います。
- (2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署等名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れてください。
- (3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らの入札書を無効にしたい旨の申出があっても受理しません。

5. 落札の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。
- (2) 開札結果、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申出があっても受理しません。
また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

6. 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
また、違約金を森林管理署長等が指定する日までに納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

7. 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。
なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消し、又は入札参加資格確認通知書を交付しないことがあります。

8. 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）、又は記名（本人が自筆署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印いずれも無いもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名押印のいずれも無いもの。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあつては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (9) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付が無い、又は納付金額に不足があるとき。ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。
- (10) 同一事項の入札について、同一人が2通以上出した入札又は入札者もしくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (11) その他入札条件に違反した入札書。（入札公告や入札説明書に記載された条件。）

9. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

10. 契約書案

契約書案は、当支署に備えておりますから閲覧ください。

11. 入札書用紙

入札書の用紙は、最寄りの森林管理署又は当日入札場の受付から受け取ってください。

12. 入札額は、当該物件の消費税を除いた金額を記載してください。

13. 入札に際し、消費税を加算して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気づき開札以前に訂正、又は取消しの申出があっても、当該入札書は前項によって入札したものと見なし、訂正、取消し等は認めません。

14. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税10%を加算した金額となります。

この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

15. 入札にあたり、入札保証金を必要とする場合は、入札予定金額（消費税を除く金額）に該当金額の消費税額10%を加算した金額の5%以上の保証金、又は当該保証金以上の担保の提供を要します。

16. 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された契約額が対象となります。

17. 暴力団排除に関する誓約事項

（１） 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙１）について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

（２） 前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

18. その他、別紙特約条項及び公売物件明細書の特記事項によるものとします。

特 約 条 項

「約款」によるほか、この特約条項によるものとする。

1. 買受人（以下「乙」という。）は、伐採した立木の残材及び末木枝条等を沢縁に放置しないものとする。

また、土場敷や道路沿線等に散乱放置することなく、搬出期間内に整理するものとする。

2. 乙は、沢及び沢縁を集材する必要が生じた場合は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。

3. 乙は、林道上でのトラクター及び畜力等による集材作業は行わないものとする。

4. 乙は、搬出期間内に売買契約区域内のすべての立木の伐倒・搬出作業を行うものとする。

やむを得ず区域内の一部について伐倒・搬出を行わない場合は、乙は売渡人（以下「甲」という。）に申し出たうえで甲の指示に従うこと。

5. 乙が作設する搬出路、又は土場敷等で生じた切り取り土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。

また、その使用を完了した時に甲が原状に回復する必要があると認めた場合、乙は原状回復に努めるものとする。

6. 乙は、売払物件の内容及び区域標示・伐採搬出について、伐採搬出等に従事する作業員に対し誤りの生じないように周知徹底させるものとする。

7. 乙は、作業着手前に当該森林事務所森林官あてに入林届、路線計画図及び伐採・搬出に係るチェックリストを提出するものとする。

（チェックリストは遠野支署HP掲載）

8. 乙は、作業終了後に甲に搬出済届及び森林作業道路線図を提出し、跡地検査を受けなければならない。乙は検査の結果、問題があれば補修等の手直しを行わなければならない。

9. 森林作業道・集材路及び土場作設にあたっては、森林作業道・集材路及び土場作設特記仕様書を遵守して作設すること。（遠野支署HP掲載）

10. 乙は、売払い物件に起因して第三者等に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。

11. 遠野市、花巻市は岩手県松くい虫被害対策推進計画の被害地域に該当することから、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」により伐採時期、処理方法等を実施すること。（アカマツ伐採施業指針は、遠野支署HP掲載）

12. 乙は、埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を甲へ連絡し、指示に従うものとする。

13. 乙は、希少猛禽類等の営巣木を発見した場合は、事業を一時中断し、速やかにその旨を甲へ連絡し協議すること。また、売払い物件周辺において、新たに希少猛禽類等の生息が確認された場合は、事業の一時中断や作業時期の変更等を要することがあり、双方協議の上対応を決定すること。

14. 乙による確認を受けた森林作業道及び集材路・土場の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、乙の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を講じなければならない。

15. 「森林作業道作設指針」（遠野支署HP掲載）

「主伐時における伐採・搬出指針」（遠野支署HP掲載）

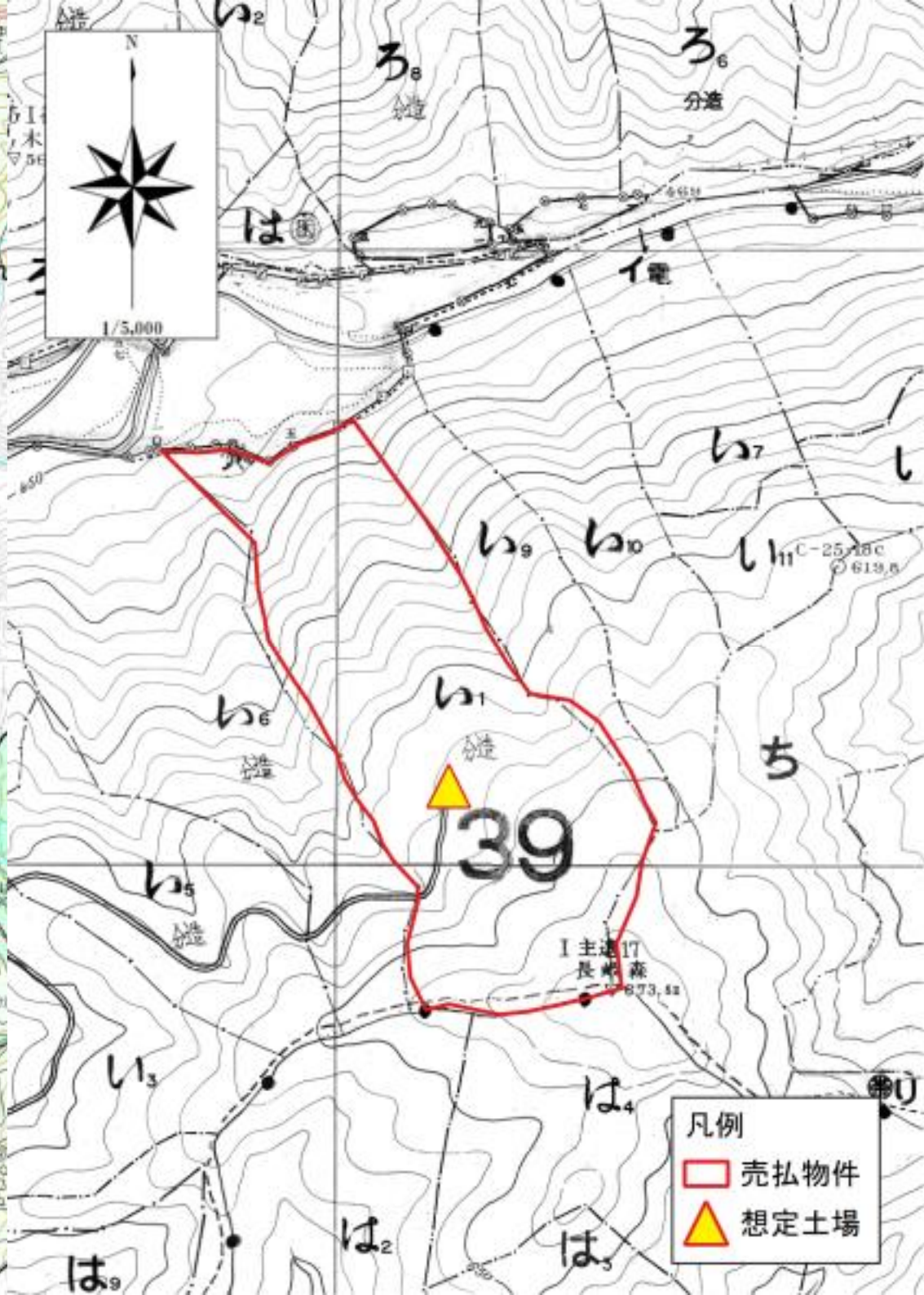
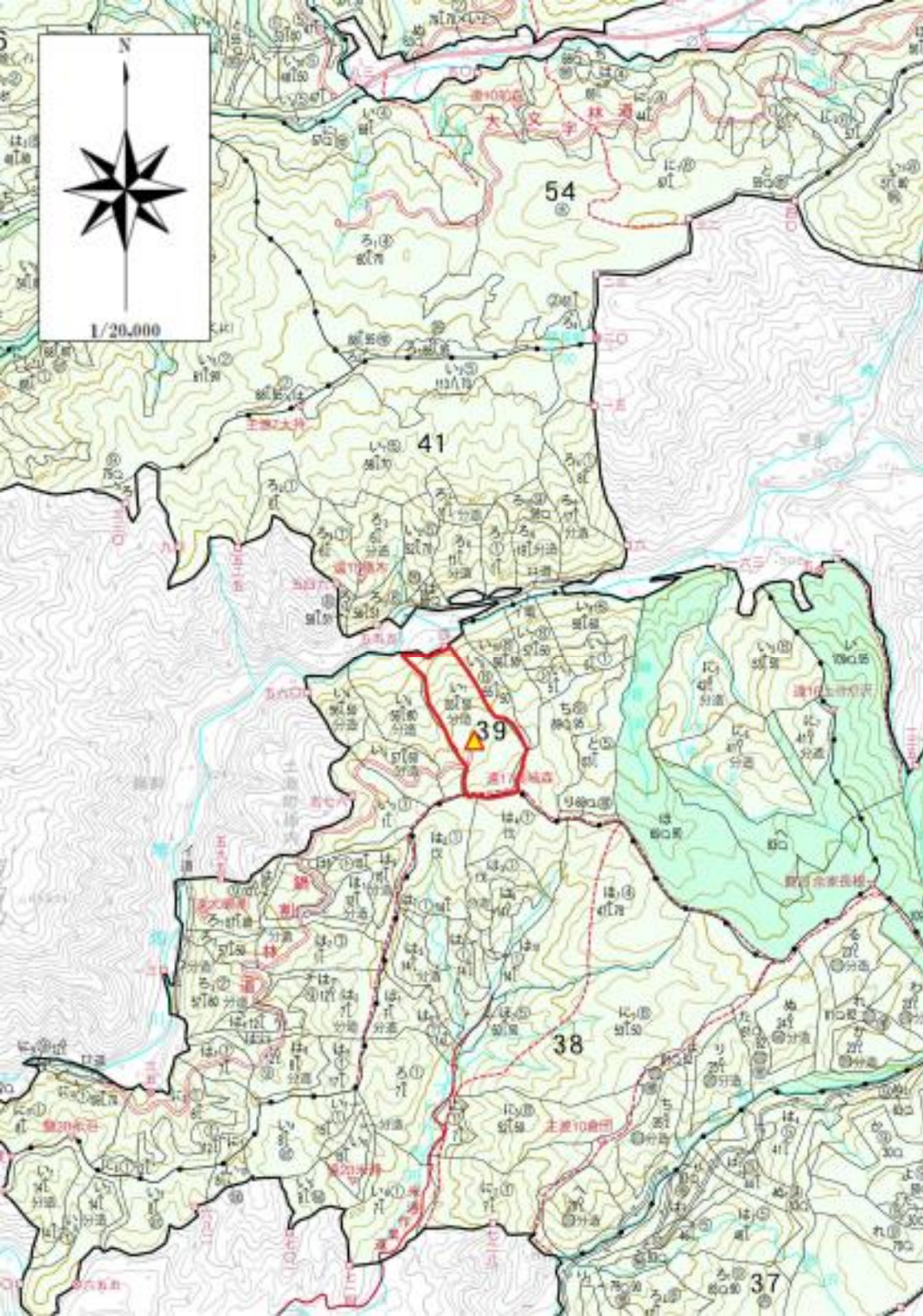
公 売 物 件 一 覧 表 （ 立 木 ）

岩手南部森林管理署遠野支署

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積 (ha)	林 齢	樹 種	本数 (本)	幹材積 (m³)					延 納	搬出期間
								スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	その他N	L	合計		
3	遠野市土淵町栃内 東恩徳国有林39い1林小班	分収造林	皆伐	8.25	58	アカマツ外	6,739	403.58	0.00	985.88	1,096.79	2,486.25	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
4	遠野市土淵町栃内 東恩徳国有林39い5林小班外1	分収造林	皆伐	10.59	59～60	スギ外	8,817	1,171.17	0.00	314.09	1,354.31	2,839.57	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
5	遠野市土淵町栃内 西恩徳国有林56い2林小班	なし	複層伐	59.99	72	カラマツ外	17,973	0.00	3,370.72	458.03	3,012.02	6,840.77	法令の定めるところにより認める。	36ヶ月
6	遠野市綾織町上綾織 上綾織国有林277い7①②	なし	皆伐	7.66	89	カラマツ外	3,416	504.22	624.26	31.29	509.13	1,668.90	法令の定めるところにより認める。	36ヶ月
7	遠野市宮守町大字上宮守 上宮守国有林296い1林小班外1	なし	皆伐	14.76	56	スギ外	12,349	4,414.24	0.00	586.88	613.66	5,614.78	法令の定めるところにより認める。	36ヶ月
8	遠野市附馬牛町東禅寺 東禅寺国有林342ほ4林小班	分収造林	皆伐	2.33	26	コナラ外	6,668	0.00	0.00	0.00	215.41	215.41	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
	合 計			103.58			55,962	6,493.21	3,994.98	2,376.17	6,801.32	19,665.68		

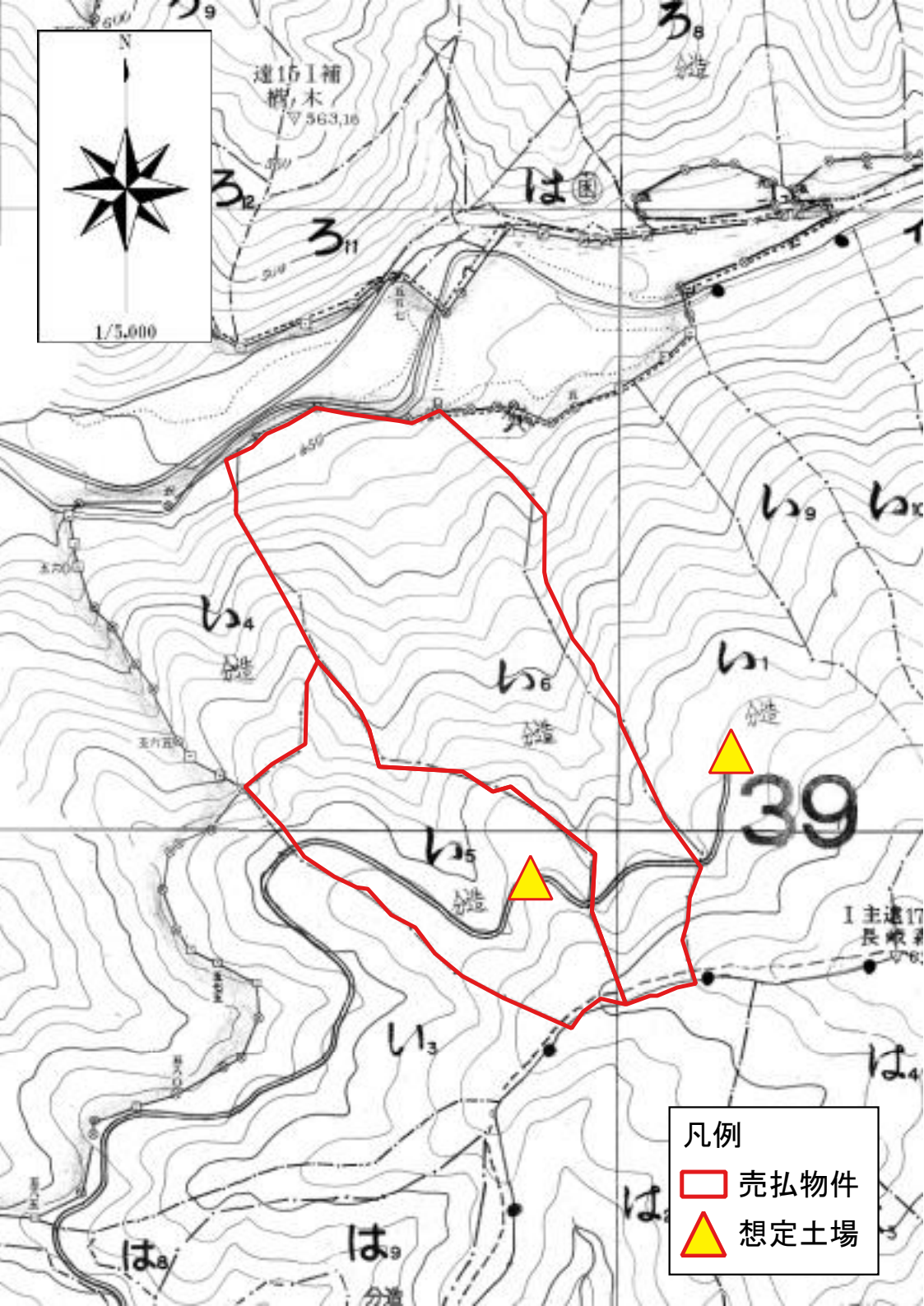
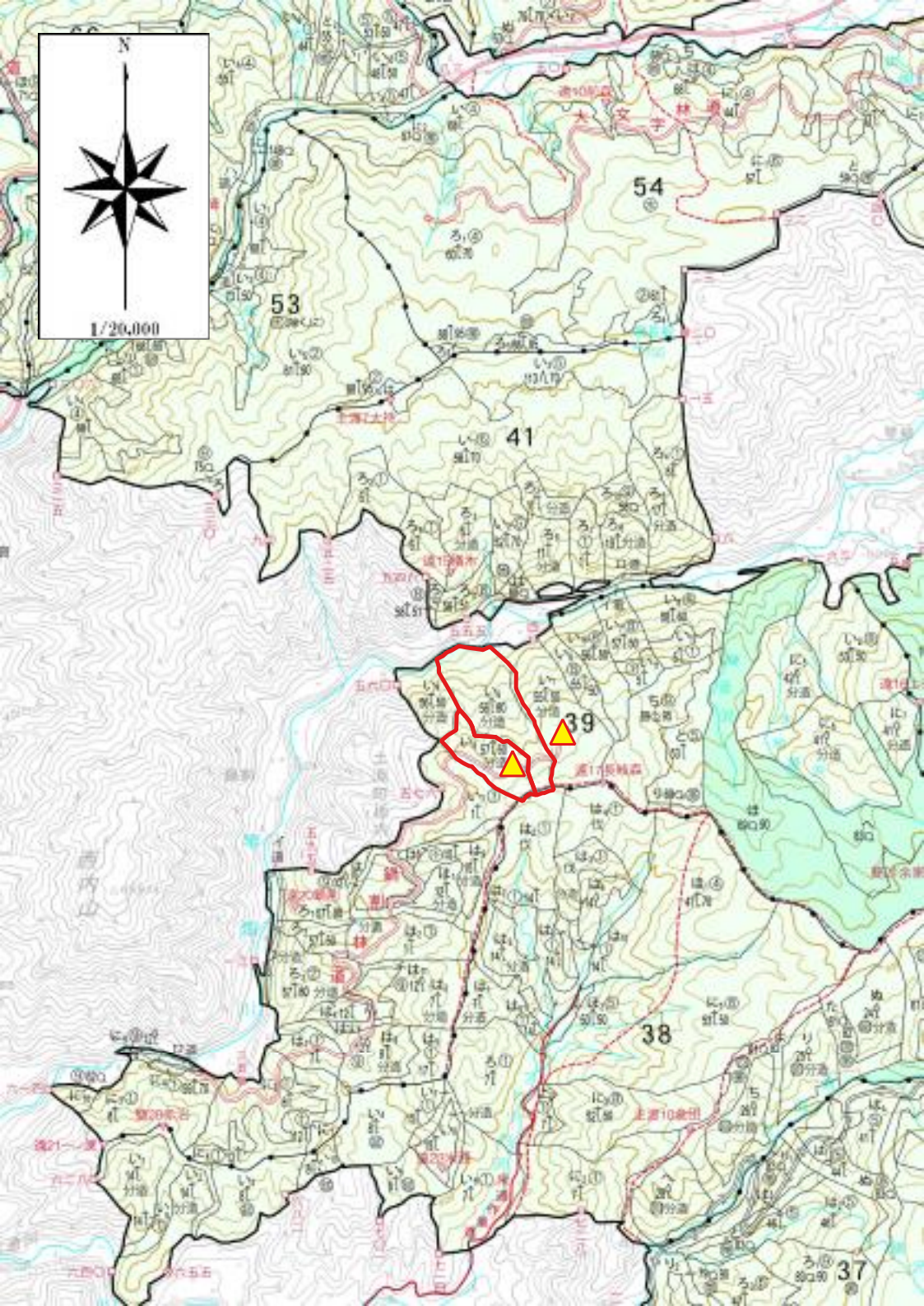
公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

入札番号		3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地		東恩徳国有林 39い1林小班	1. 本物件は分収造林地であり、立木売買代金は分収割合に応じて国及び分収造林契約者にそれぞれ支払うこととする。（振込に係る費用は買受人が負担することとする。） 2. 立木売買代金の民収分の延納はしないこととする。 3. 搬出にあたっては、民有地の使用を想定していないことから、民有地を使用しての搬出を予定する場合は、買受人で民有地所有者と協議し承諾を得たうえで使用すること。 4. 本物件は一部民有地と接しているため、境界標等を損傷しないようにすること。 損傷等させた場合は、買受人の責において復旧すること。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
調査方法		標準地法					10cm 以下	12～ 20cm	22～ 30cm	32～ 40cm	42～ 50cm	52～ 60cm	62cm 以上	本数 （本）	材積 （m3）	径級 （cm）	樹高 （m）
伐採方法		皆伐		スギ	生立木	一般材		169	497	89				755	403.58	24	20
面積（h a）		8.25		スギ	生立木	低質材	9							9	0.35	10	10
林齢（年）		58		アカマツ	生立木	一般材		276	1,028	274	18			1,596	858.60	26	20
搬出期間（ヶ月）		36		アカマツNA	生立木	低質材		312	91	18				421	126.93	20	18
契約関係		分収造林		N 計			9	757	1,616	381	18			2,781	1,389.46		
法令制限、その他留意事項																	
保安林		－		クリ	生立木	一般材			55	146				201	136.12	32	18
自然公園		－		その他広葉樹	生立木	低質材	349	2,058	1,001	312	37			3,757	960.67	20	14
砂防指定		－		L 計	生立木		349	2,058	1,056	458	37			3,958	1,096.79		
車両制限		10 t															
マツクイ		被害地域 （遠野市）															
ナラガレ		－															
民地借用		－															
期間制限		－															
保残木		－															
植付		－															
（電離別）		－															
								358	2,815	2,672	839	55		6,739	2,486.25		



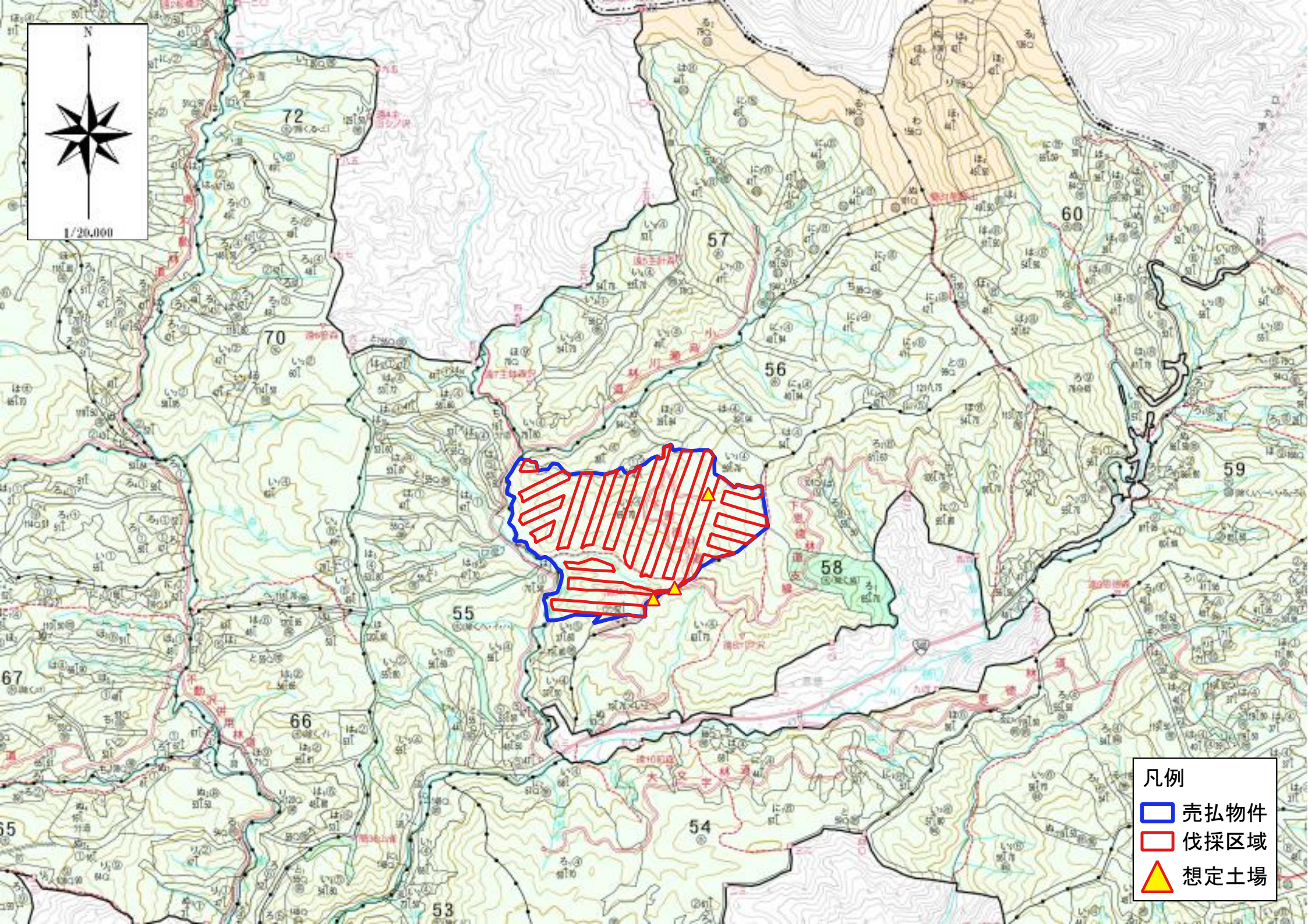
公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

入札番号		4	特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地		東恩徳国有林 39い5林小班外1	1. 本物件は分収造林地であり、立木売買代金は分収割合に応じて国及び分収造林契約者にそれぞれ支払うこととする。（振込に係る費用は買受人が負担することとする。） 2. 立木売買代金の民収分の延納はしないこととする。 3. 搬出にあたっては、民有地の使用を想定していないことから、民有地を使用しての搬出を予定する場合は、買受人で民有地所有者と協議し承諾を得たうえで使用すること。 4. 本物件は一部民有地と接しているため、境界標等を損傷しないようにすること。 損傷等させた場合は、買受人の責において復旧すること。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
調査方法		標準地法					10cm 以下	12～ 20cm	22～ 30cm	32～ 40cm	42～ 50cm	52～ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
伐採方法		皆伐		スギ	生立木	一般材		261	625	497	188		1,571	1,171.17	30	19		
面積（h a）		10.59		スギ	生立木	低質材	16	30					46	1.84	12	6		
林齢（年）		59～60		アカマツ	生立木	一般材		84	255	151	34		524	234.06	28	15		
搬出期間（ヶ月）		36		アカマツNA	生立木	低質材		238	101	16			355	78.19	20	12		
契約関係		分収造林		N 計			16	613	981	664	222		2,496	1,485.26				
法令制限、その他留意事項																		
保安林		－		クリ	生立木	一般材			33	17			50	27.38	30	16		
自然公園		－		ホオノキ	生立木	一般材			17				17	5.47	26	14		
砂防指定		－	サクラ	生立木	一般材				17			17	9.74	34	15			
車両制限		10 t	コナラ	生立木	一般材			48				48	29.12	28	21			
マツクイ		被害地域 （遠野市）	ウダイカンバ	生立木	一般材			16	32			48	36.41	32	21			
ナラガレ		－	その他広葉樹	生立木	低質材	1,317	2,853	1,715	224	16	16	6,141	1,246.19	18	13			
民地借用		－	L 計			1,317	2,853	1,829	290	16	16	6,321	1,354.31					
期間制限		－																
保残木		－																
植付		－																
（電離別）		－																
			計			1,333	3,466	2,810	954	238	16	8,817	2,839.57					

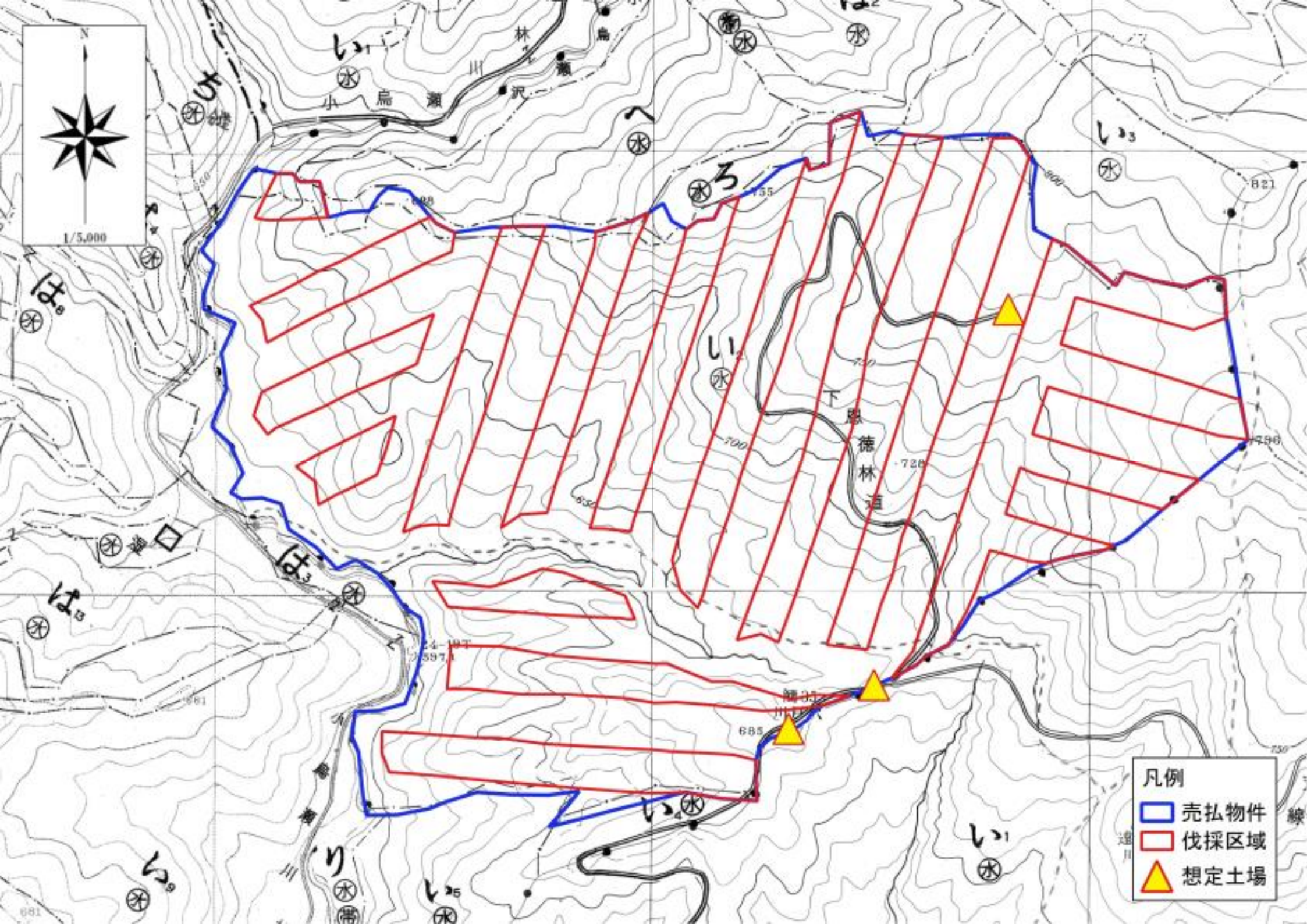


公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

入札番号	5	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	西恩徳国有林 56い2 林小班	1. 本箇所は、「水源かん養保安林」であり、搬出等にあたっては「森林法第34条第2項」の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は作業仕組計画書を売渡人に作業1ヵ月前に提出し、承認を受けるものとする。なお、売払い区域以外の保安林にかかわる場合も同様である。 2. 本箇所の伐採方法は複層伐であり、同じ小班内であっても、別添図面の伐採区域以外は、区域外のため、搬出にかかる支障木が発生する。なお、伐採前に現地の伐採区域を必ず確認し、誤伐の無いよう留意すること。 伐採区域に疑義等あった場合、必ず売渡人に事前に確認すること。 3. 搬出にあたっては、民有地の使用を想定していないことから、民有地を使用しての搬出を予定する場合は、買受人で民有地所有者と協議し承諾を得たうえで使用すること。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数							計		平均	
調査方法	標準地法		10cm 以下	12～ 20cm	22～ 30cm	32～ 40cm	42～ 50cm	52～ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)			
伐採方法	複層伐		カラマツ	生立木	一般材		1,240	2,560	1,399	112	32		5,343	3,370.72	26	21
面積（h a）	59.99		アカマツ	生立木	一般材		32	128	241	32	16		449	380.10	32	21
林齢（年）	72		カラマツNA	生立木	低質材		80	48	16				144	46.86	22	16
搬出期間（ヶ月）	36		アカマツNA	生立木	低質材		64	48					112	31.07	20	17
契約関係	国造		N 計				1,416	2,784	1,656	144	48		6,048	3,828.75		
法令制限、その他留意事項																
保安林	水源かん養		クリ	生立木	一般材				16				16	11.27	34	18
自然公園	－		コナラ	生立木	一般材			419	272	16			707	416.02	30	18
砂防指定	－		ホオノキ	生立木	一般材			16					16	8.86	30	18
車両制限	10 t		サクラ	生立木	一般材			16	32				48	27.37	30	17
マツクイ	被害地域 （遠野市）		トチノキ	生立木	一般材			16	16				32	26.25	30	25
ナラガレ	－		シナノキ	生立木	一般材			192	176	16			384	249.24	30	19
民地借用	－		アサダ	生立木	一般材			48					48	23.99	28	18
期間制限	－		センノキ	生立木	一般材				32	48			80	84.69	40	19
保残木	－		その他広葉樹	生立木	一般材			96					96	37.03	24	17
植付	－		その他広葉樹	生立木	低質材	1,465	5,974	2,576	435	16	32		10,498	2,127.30	18	13
（電離別）	－		L 計			1,465	5,974	3,379	979	96	32		11,925	3,012.02		
			計			1,465	7,390	6,163	2,635	240	80		17,973	6,840.77		



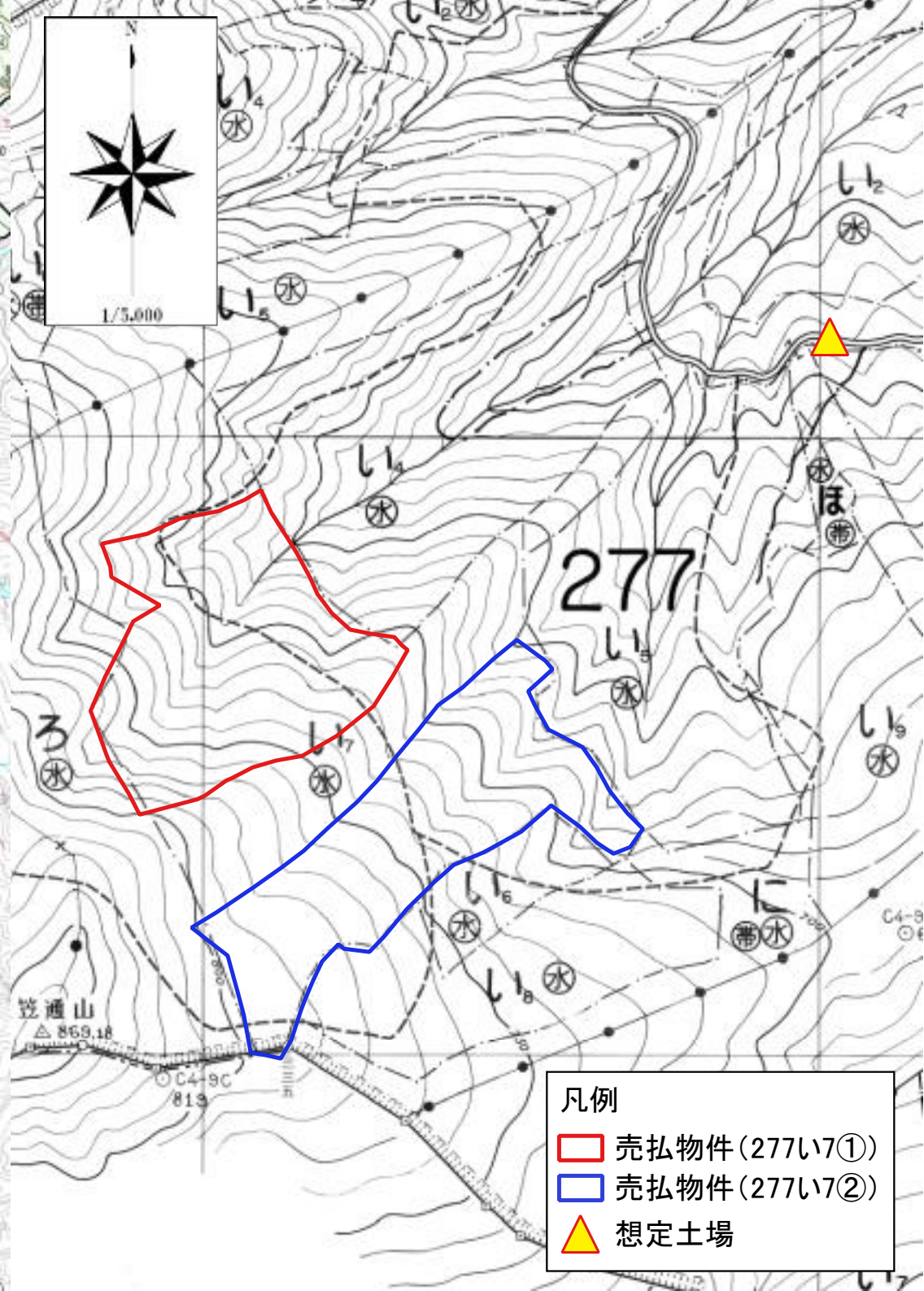
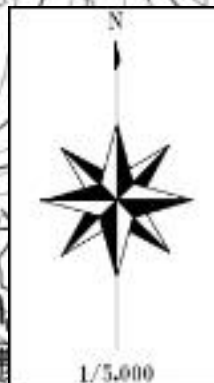
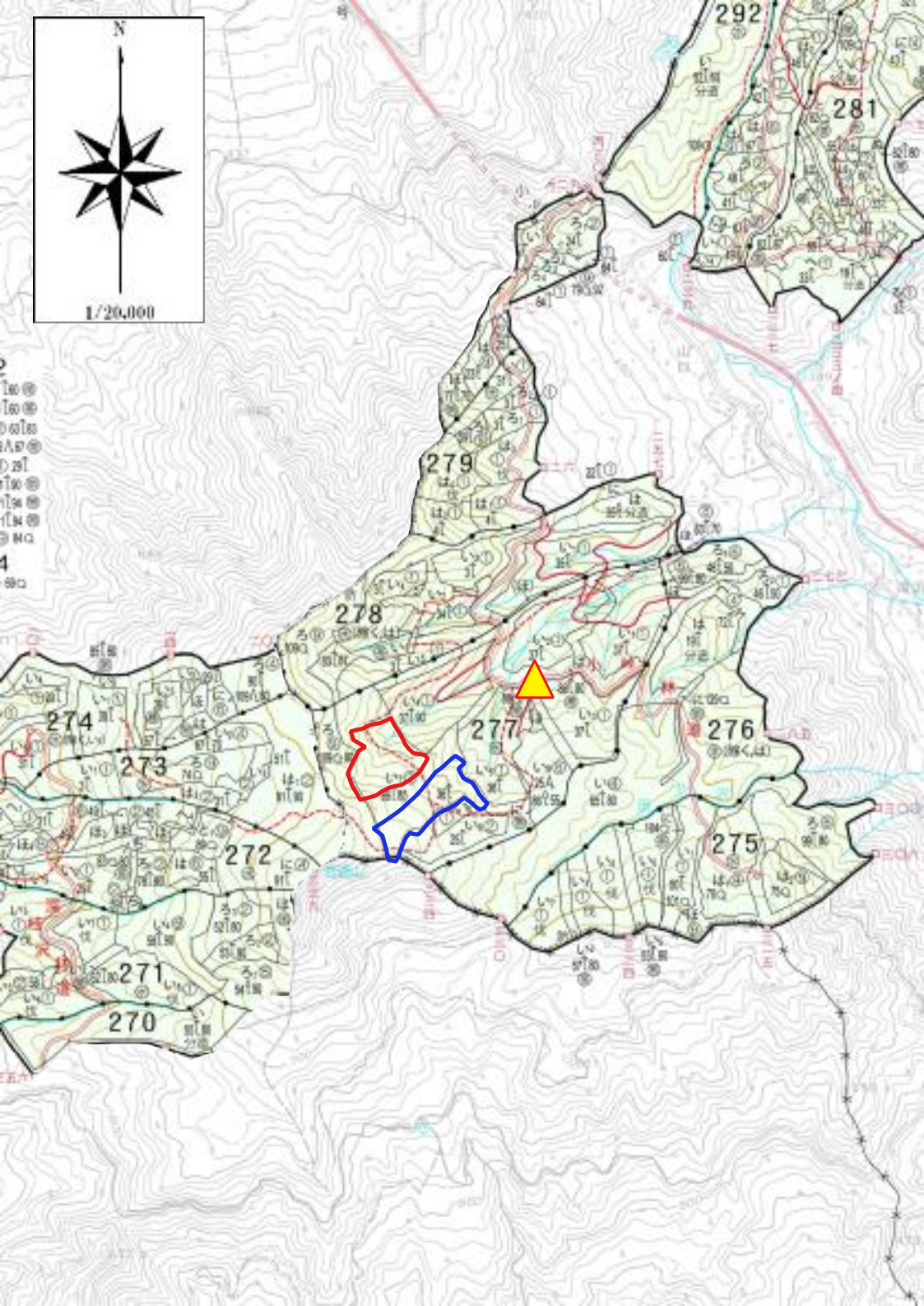
- 凡例
- 売払物件
 - 伐採区域
 - 想定土場



- 凡例
- 売払物件
 - 伐採区域
 - 想定土場

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

入札番号		6	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地		上綾織国有林 277い7①②林小班	1. 本箇所は、「水源かん養保安林」であり、搬出等にあたっては「森林法第34条第2項」の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は作業仕組計画書を売渡人に作業1ヵ月前に提出し、承認を受けるものとする。なお、売払い区域以外の保安林にかかわる場合も同様である。 2. 本箇所は、別添図面のとおり伐採区域を設けているため、伐採前に区域を逸脱しないよう必ず確認すること。 伐採区域に疑義等あった場合、必ず売渡人に事前に確認すること。 3. 搬出にあたっては、民有地の使用を想定していないことから、民有地を使用しての搬出を予定する場合は、買受人で民有地所有者と協議し承諾を得たうえで使用すること。 4. 本物件は一部民有地と接しているため、境界標等を損傷しないようにすること。 損傷等させた場合は、買受人の責において復旧すること。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径級別本数						計		平均		
10cm以下	12～20cm	22～30cm					32～40cm	42～50cm	52～60cm	62cm以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)			
調査方法		標準地法		スギ	生立木	一般材			82	154	82	61	18	397	504.22	42	19
伐採方法		皆伐		スギ	生立木	低質材		28	32					60	14.71	20	12
面積（ha）		7.66		カラマツ	生立木	一般材			143	250	181			574	624.26	36	20
林齢（年）		89		カラマツNA	生立木	低質材			54					54	16.58	22	14
搬出期間（ヶ月）		36		N計				28	311	404	263	61	18	1,085	1,159.77		
契約関係		国造															
法令制限、その他留意事項																	
保安林		水源かん養		その他広葉樹	生立木	一般材			36					36	13.31	26	15
自然公園		—		その他広葉樹	生立木	低質材	200	974	802	283	36			2,295	495.82	22	10
砂防指定		—		L計			200	974	838	283	36			2,331	509.13		
車両制限		10 t															
マツクイ		—															
ナラガレ		—															
民地借用		—															
期間制限		—															
保残木		—															
植付		—															
（電離別）		—															
			計			200	1,002	1,149	687	299	61	18	3,416	1,668.90			

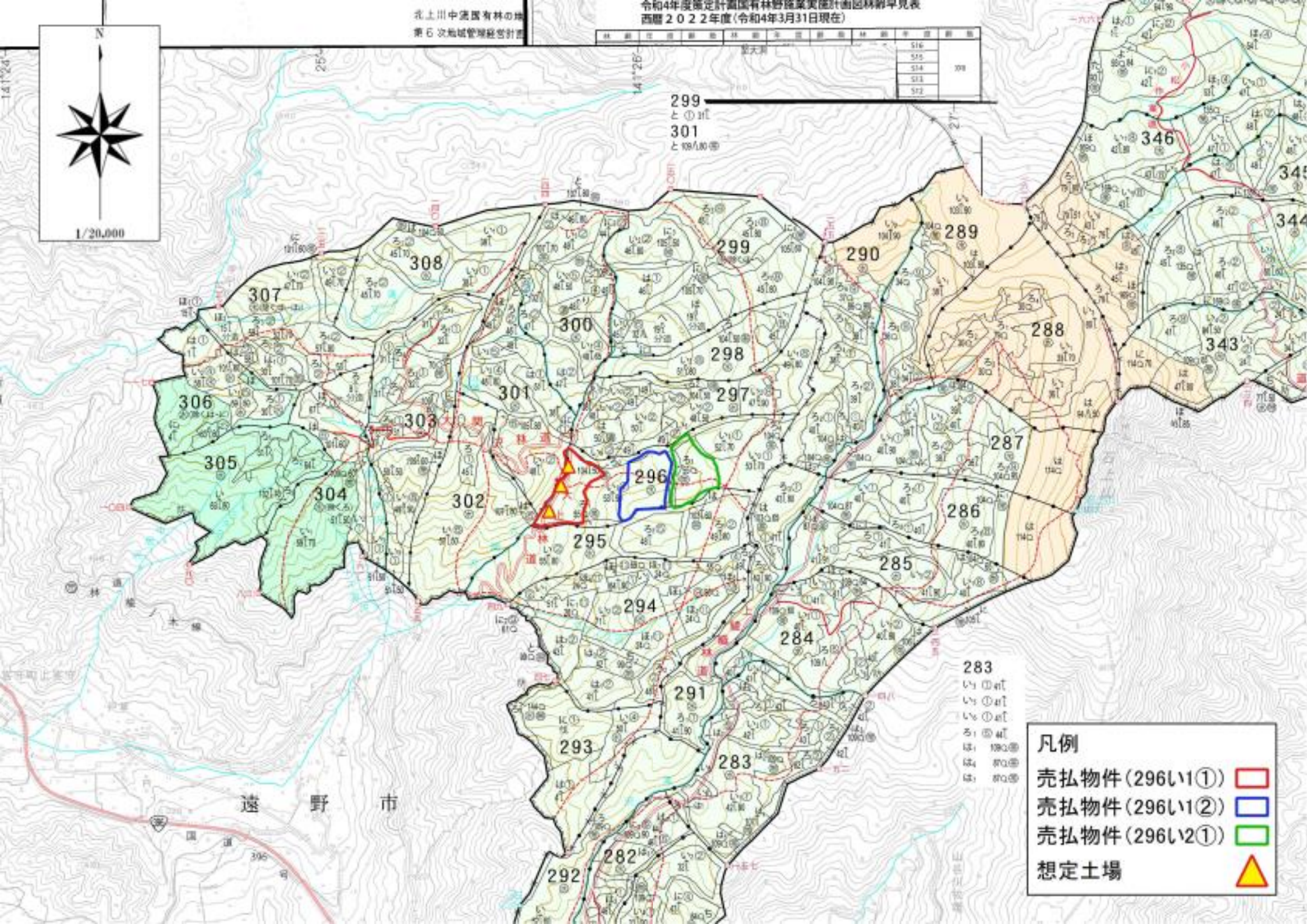


- 凡例
- 売払物件(277い7①)
 - 売払物件(277い7②)
 - 想定土場

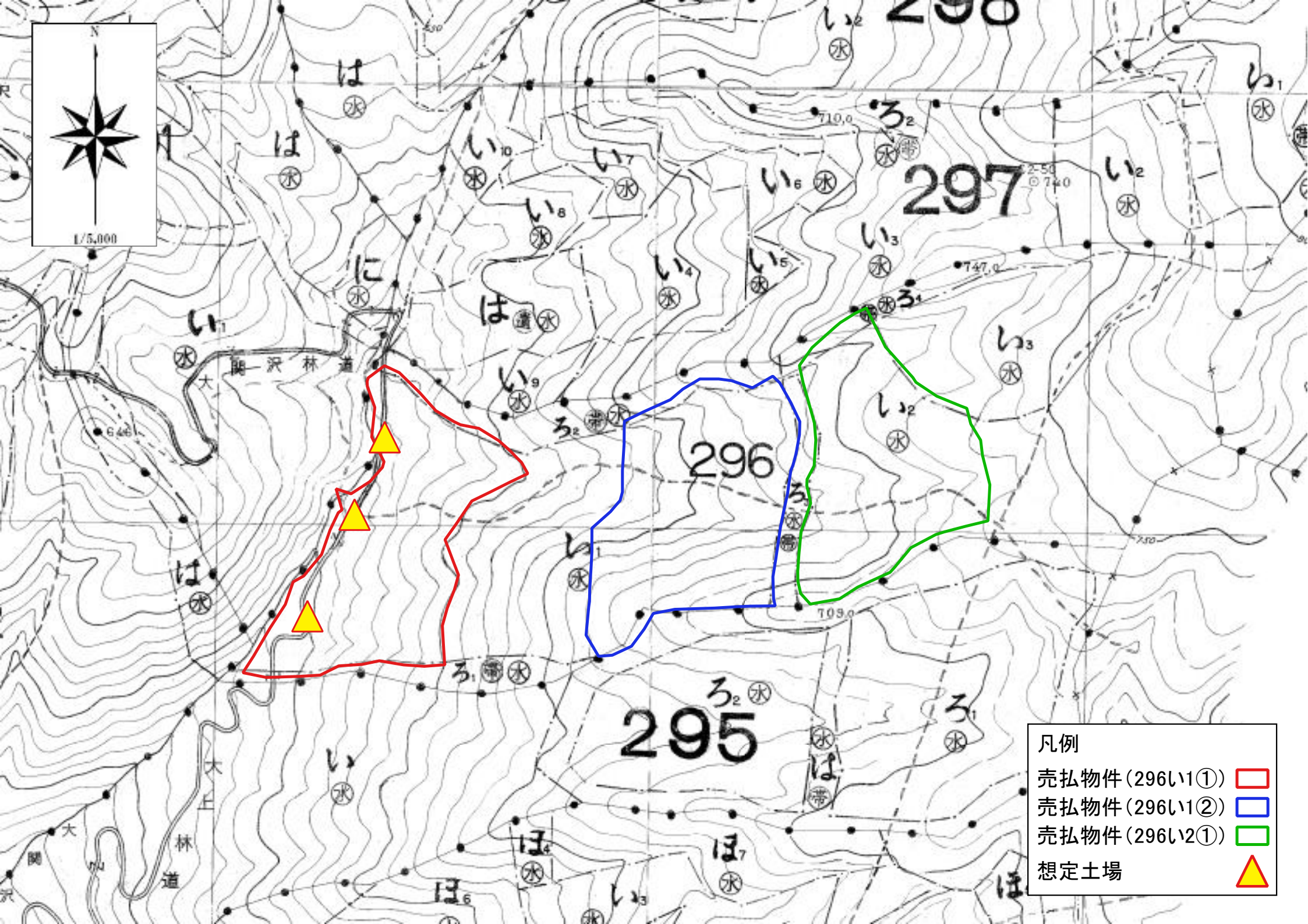
公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

入札番号	7	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	上宮守国有林 296い1林小班外1	1. 本箇所は、「水源かん養保安林」であり、搬出等にあたっては「森林法第34条第2項」の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は作業仕組計画書を売渡人に作業1か月前に提出し、承認を受けるものとする。なお、売払い区域以外の保安林にかかわる場合も同様である。 2. 本箇所は、別添図面のとおり伐採区域を設けているため、伐採前に区域を逸脱しないよう必ず確認すること。 伐採区域に、疑義等あった場合、必ず売渡人に事前に確認すること。 3. 搬出にあたっては、民有地の使用を想定していないことから、民有地を使用しての搬出を予定する場合は、買受人で民有地所有者と協議し承諾を得たうえで使用すること。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12～ 20cm	22～ 30cm	32～ 40cm	42～ 50cm	52～ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地法															
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	一般材		575	3,120	2,419	256	18		6,388	4,414.24	30	19
面積（h a）	14.76		スギ	生立木	低質材	115	1,097	384	75				1,671	356.97	18	12
林齢（年）	56		アカマツ	生立木	一般材		68	82	123				273	147.10	28	17
搬出期間（ヶ月）	36		アカマツNA	生立木	低質材		170	88	17				275	82.81	22	15
契約関係	国造		N 計			115	1,910	3,674	2,634	256	18		8,607	5,001.12		
法令制限、その他留意事項																
保安林	水源かん養		その他広葉樹	生立木	一般材			16					16	6.01	26	16
自然公園	－		その他広葉樹	生立木	低質材	759	1,905	826	186	50			3,726	607.65	18	10
砂防指定	－		L 計			759	1,905	842	186	50			3,742	613.66		
車両制限	10 t															
マツクイ	被害地域 （遠野市）															
ナラガレ	－															
民地借用	－															
期間制限	－															
保残木	－															
植付	－															
（電離別）	－															
		計				874	3,815	4,516	2,820	306	18		12,349	5,614.78		

林業生産額(千円)	林業収入(千円)	林業支出(千円)	林業利益(千円)	林業率(%)	林業率(%)
516	516	516	0	0	0
515	515	515	0	0	0
514	514	514	0	0	0
513	513	513	0	0	0
512	512	512	0	0	0



- 凡例
- 売払物件(296い1①) □
 - 売払物件(296い1②) □
 - 売払物件(296い2①) □
 - 想定土場 ▲

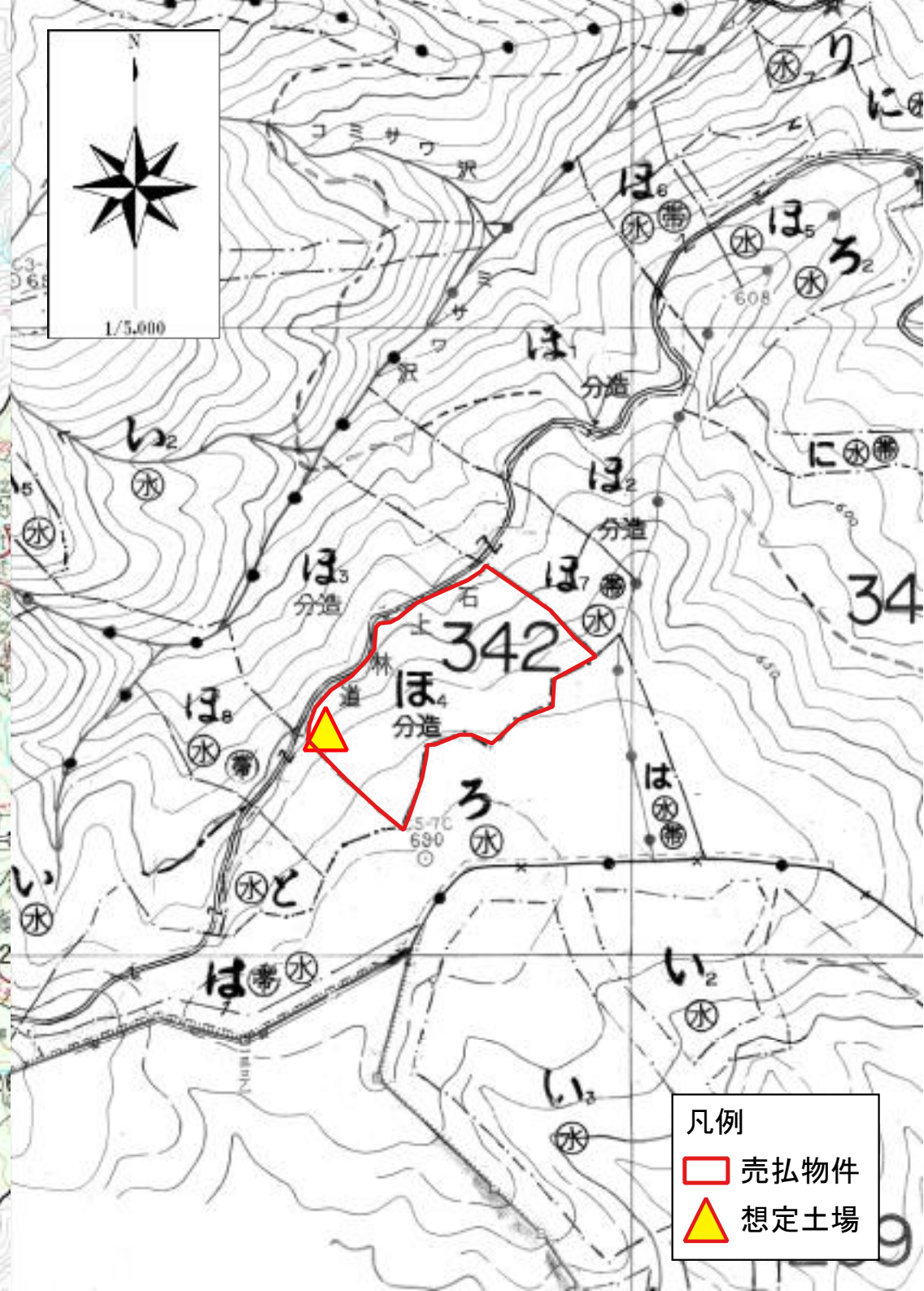
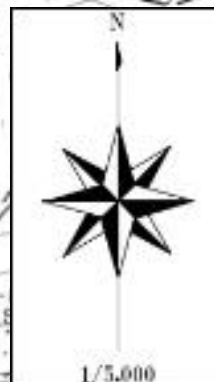
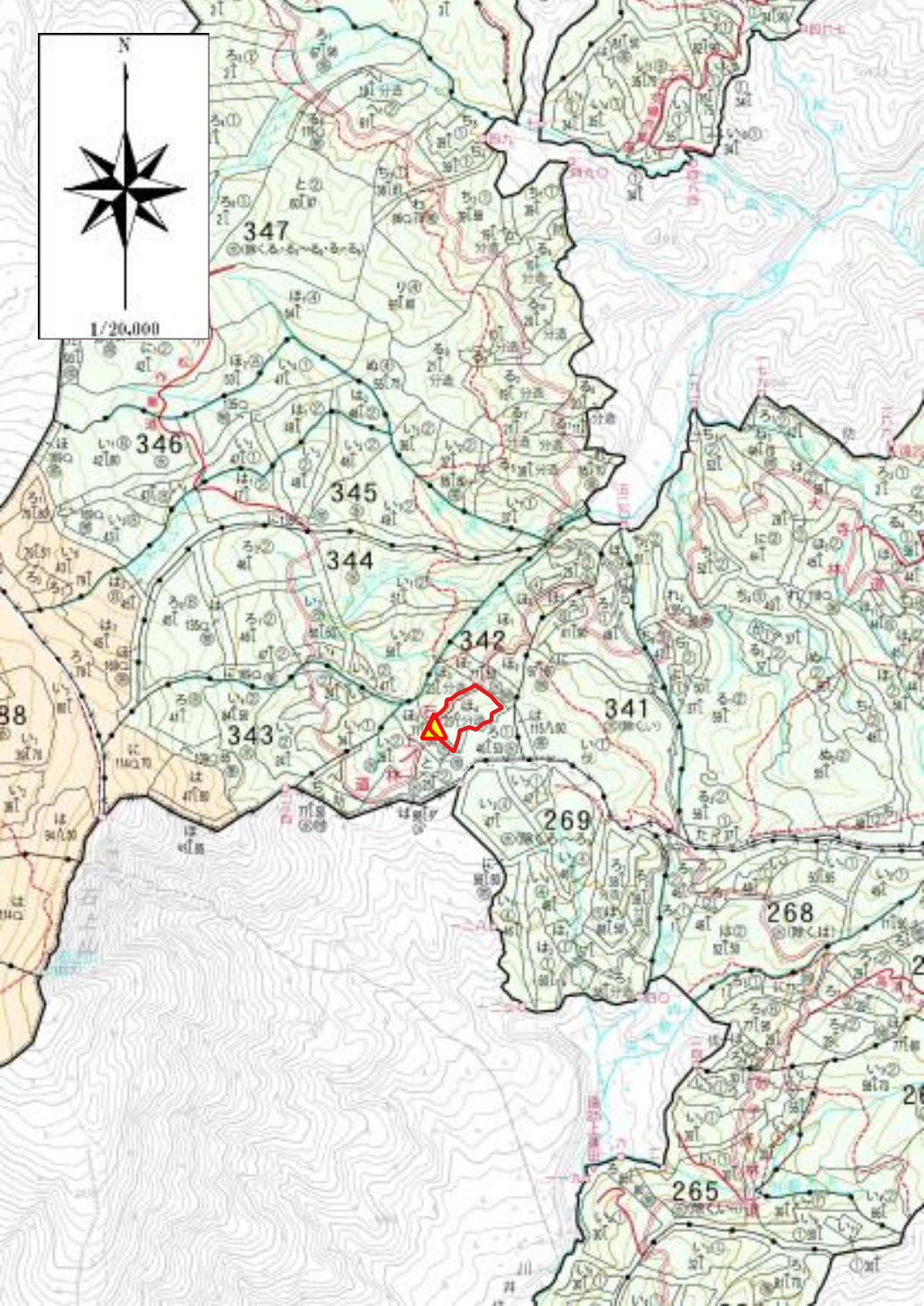


凡例

売払物件 (296い1①)	
売払物件 (296い1②)	
売払物件 (296い2①)	
想定土場	

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

入札番号	8	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級												
物件所在地	東禅寺国有林 342ほ4林小班	1. 本物件は分収造林地であり、立木売買代金は分収割合に応じて国及び分収造林契約者にそれぞれ支払うこととする。（振込に係る費用は買受人が負担することとする。） 2. 立木売買代金の民収分の延納はしないこととする。 3. 搬出にあたっては、民有地の使用を想定していないことから、民有地を使用しての搬出を予定する場合は、買受人で民有地所有者と協議し承諾を得たうえで使用すること。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均	
調査方法	標準地法					10cm 以下	12～ 20cm	22～ 30cm	32～ 40cm	42～ 50cm	52～ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)
伐採方法	皆伐		ミズナラ	生立木	低質材	1,033	67					1,100	20.31	6	8
面積（h a）	2.33		コナラ	生立木	低質材	578	300					878	34.49	10	9
林齢（年）	26		その他広葉樹	生立木	低質材	3,433	1,257					4,690	160.61	8	8
搬出期間（ヶ月）	36		し 計			5,044	1,624					6,668	215.41		
契約関係	分収造林														
法令制限、その他留意事項															
保安林	－														
自然公園	－														
砂防指定	－														
車両制限	10 t														
マツクイ	－														
ナラガレ	－														
民地借用	－														
期間制限	－														
保残木	－														
植付	－														
（電離別）	－														



- 凡例
- 売払物件
 - 想定土場